

平成24年9月11日判決言渡 同日原本交付 裁判所書記官 野村 雅子  
平成23年(イ)第2170号 不当利得返還請求事件

口頭弁論終結日 平成24年7月31日

判 決

岐阜県

原 告

同訴訟代理人弁護士 坪 井 陽 典

東京都千代田区麹町5丁目2番地1

被 告

株式会社オリエントコーポレーション

同代表者代表取締役 齋 藤 雅 之

同訴訟代理人弁護士 内 藤 正 明

同 福 手 朋 子

主 文

- 1 被告は、原告に対し、71万7781円及び内金65万3056円に対する平成14年6月26日から支払済みまで年5パーセントの割合による金員を支払え。
- 2 訴訟費用は被告の負担とする。
- 3 この判決は仮に執行することができる。

事 実 及 び 理 由

第1 請求（訴え変更後）

主文と同旨

第2 事案の概要

1 請求原因の要旨（訴え変更後）

- (1) 原告は、貸金業者である被告との間で、平成3年7月16日から平成14年6月25日までの間に、別紙計算書の取引日、借入額、返済額の各欄記載のとおり、借入及び返済を繰り返した（以下「本件取引」という。）。
- (2) 本件取引において、原告が被告から借り受けた金員に対する利息を利息制限法所定の利率で計算し、原告の返済金を原告が借り受けた元本及び利息に充当すると、原告には別紙計算書残元金欄記載のとおり、過払金が生じており、被告は、これを法律上の原因なくして、悪意で利得した。

(3) よって、原告は、被告に対し、主文のとおりの方員の方払を求めた。

## 2 被告の方張

被告は、別紙計算書記載の取引経過については認めるものの、本件取引については、過払金充当合意が消滅しており、平成13年6月26日までに発生した過払金返還請求権は時効消滅していると主張して、本件第6回口頭弁論期日において消滅時効を援用し（第5準備書面陳述）、さらに、平成12年2月22日に、本件取引について無効登録がなされており、同取引に基づく過払金返還請求権の消滅時効の起算点は同日であるとして、平成23年7月4日に消滅時効を援用したと主張している。また、被告が悪意の受益者であることについても争うとしている。

## 第3 当裁判所の方断

1 別紙計算書は、当事者間に争いのない取引経過に基づき、利息制限法所定の利率に引き直し計算をして作成されたものと認められるので、別紙計算書記載の過払金が発生した事実を認めることができる。

### 2 過払金充当の合意の消滅について

(1) 被告は、原告本人が本人尋問において、平成9年2月7日の3万円の方借入を最後として、被告との本件取引における基本契約（以下「本件契約」という。）に基づく借入を止めることにしたと供述しており、原告自身の意思により、この最後の借入時点において、本件契約に基づくその後の借入が発生する余地はなくなったのであるから、過払金充当の合意もその時点で消滅したものと主張している。

(2) 原告本人尋問の結果によれば、被告主張のとおり、原告が平成9年2月7日の時点で本件契約に基づく借入を止めることを決意したものと認めることができる。しかしながら、継続的な金銭消費貸借契約の方借主は、基本契約に基づく借入を継続する義務を負うものではないので、一方的に基本契約に基づく継続的な金銭消費貸借取引を終了させ、その時点において存在する過払金の方返還を請求することができるが、借主が借入を止めることにしたことをもって、過払金充当の合意が消滅し、過払金発生時からその過払金返還請求権の消滅時効が進行することになると解することはできない。よって、過払金充当合意を含む本件契約において、原告が借入を止め

ることを決意した時点を過払金返還請求権の消滅時効の起算点とする被告の主張は採用できない。

- (3) さらに、被告は、上記原告の借入を止める決意と下記被告の無効登録によって、金銭消費貸借契約当事者双方が平成12年2月22日以降本件契約に基づく取引をしないことで一致しており、過払金充当の合意は消滅したものと主張するが、それぞれが相手方の意思を知っていたと認めるに足りる証拠はなく、たまたま一致していた事実をもって過払金充当の合意と異なる合意があったものとは認められない。よって、被告の主張は採用できない。

### 3 無効登録について

- (1) 被告は、本件契約について、平成12年2月22日に、原告の支払遅延が続いたことから、信用状態の変動を理由として無効登録がなされ、原告が本件契約に基づき新たな借入を行うことは不可能となったとして、同日、本件取引は終了したものと主張する。これに対し、原告は、無効登録されたことを否認し、原告の返済状況からすると支払遅延が続いたとは考えられず、原告について無効登録がされたとは認められないと主張し、仮に無効登録がなされたとしても、その時点が本件過払金返還請求権の消滅時効の起算点とはいえないものと主張している。

- (2) 乙第1号証によれば、原告について、平成12年2月22日の状態が信用状態変動ということで契約状態区分が無効とされていることを認めることができる。しかしながら、この無効登録は、乙第1号証の無効通知欄は空白になっていて、原告本人尋問の結果によっても、原告が通知を受けていた事実は認められないもので、被告の内部手続に過ぎないものと認められる。したがって、原告は、平成12年2月22日の時点で、本件契約に基づく新たな借入ができないことを客観的に認識できたと認めるに足りる事情ということではできず、本件契約における無効登録は、過払金充当の合意と異なる合意とは認められない。他にその合意を認めるに足りる特段の事情も認められず、本件取引における過払金返還請求権の消滅時効は本件取引が終了した平成14年6月25日から進行するものと解すべきである。

### 4 悪意の受益者について

- (1) 利息制限法所定の制限利率を超えて支払われた過払金については、原則として不当利得が成立し、貸金業法（平成18年法律第115号による改正前のもの。）43条1項のいわゆるみなし弁済（以下「みなし弁済」という。）の適用があるときに、例外として有効な利息債務の弁済と認められるに過ぎないものと解すべきである。したがって、貸金業者である被告が悪意ではないと認められるためには、被告は、原告による当該過払金の弁済を被告が受領したことがみなし弁済として有効であることを立証するか、もしくは、それが立証できない場合には、みなし弁済として有効であるとの認識を被告が有していて、かつ、そのような認識を有するに至ったことがやむを得ないと認められる特段の事情があったことを立証する必要がある。
- (2) しかしながら、被告は、被告が悪意の受益者であるとの主張に対して否認するのみで、何らの立証もしない。
- (3) 以上によれば、原告の弁済によって過払いが生じ、被告が過払金を不当利得した時点で、被告は悪意であったと推認するのが相当である。
- 5 よって、原告の請求は理由があるので、これを認容することとして、主文のとおり判決する。

岐阜簡易裁判所

裁判官 船橋和彦

## 計 算 書

(利息制限法所定の制限金利で計算)

取引日	借入額	返済額	日数	利率	利 息	元金 返済額	残元金	未清算 利息	過払金の 利息5%	過払利息の 元本充当額
H03.07.16	500,000			18%	0		500,000	0	0	0
H03.08.27		15,000	42	18%	10,356	4,644	495,356	0	0	0
H03.09.27		15,000	31	18%	7,572	7,428	487,928	0	0	0
H03.10.28		15,000	31	18%	7,459	7,541	480,387	0	0	0
H03.11.27		15,000	30	18%	7,107	7,893	472,494	0	0	0
H03.12.27		15,000	30	18%	6,990	8,010	464,484	0	0	0
H04.01.27		15,000	31	18%	7,081	7,919	456,565	0	0	0
H04.02.27		15,000	31	18%	6,960	8,040	448,525	0	0	0
H04.04.09		15,200	42	18%	9,264	5,936	442,589	0	0	0
H04.04.27		15,000	18	18%	3,918	11,082	431,507	0	0	0
H04.05.27		15,000	30	18%	6,366	8,634	422,873	0	0	0
H04.06.29		15,000	33	18%	6,863	8,137	414,736	0	0	0
H04.08.26		15,476	58	18%	11,830	3,646	411,090	0	0	0
H04.08.27		15,000	1	18%	202	14,798	396,292	0	0	0
H04.09.28		15,000	32	18%	6,236	8,764	387,528	0	0	0
H04.10.27		15,000	29	18%	5,527	9,473	378,055	0	0	0
H04.11.27		15,000	31	18%	5,763	9,237	368,818	0	0	0
H04.12.28		15,000	31	18%	5,622	9,378	359,440	0	0	0
H05.02.15		15,200	49	18%	8,685	6,515	352,925	0	0	0
H05.03.01		15,000	14	18%	2,436	12,564	340,361	0	0	0
H05.03.29		15,000	28	18%	4,699	10,301	330,060	0	0	0
H05.04.21	100,000		23	18%	3,743	0	430,060	3,743	0	0
H05.04.27		15,000	6	18%	1,272	9,985	420,075	0	0	0
H05.05.27		15,000	30	18%	6,214	8,786	411,289	0	0	0
H05.06.28		15,000	32	18%	6,490	8,510	402,779	0	0	0
H05.07.27		15,000	29	18%	5,760	9,240	393,539	0	0	0
H05.08.27		15,000	31	18%	6,016	8,984	384,555	0	0	0
H05.09.27		15,000	31	18%	5,878	9,122	375,433	0	0	0
H05.10.27		15,000	30	18%	5,554	9,446	365,987	0	0	0
H05.11.16	40,000		20	18%	3,609	0	405,987	3,609	0	0
H05.11.29		15,000	13	18%	2,602	8,789	397,198	0	0	0
H05.12.27		15,000	28	18%	5,484	9,516	387,682	0	0	0
H06.01.27		15,000	31	18%	5,926	9,074	378,608	0	0	0
H06.02.28		15,000	32	18%	5,974	9,026	369,582	0	0	0
H06.03.28		15,000	28	18%	5,103	9,897	359,685	0	0	0
H06.04.27		15,000	30	18%	5,321	9,679	350,006	0	0	0
H06.05.27		15,000	30	18%	5,178	9,822	340,184	0	0	0
H06.07.27		15,000	61	18%	10,233	4,767	335,417	0	0	0
H06.08.03		15,627	7	18%	1,157	14,470	320,947	0	0	0
H06.08.18	40,000		15	18%	2,374	0	360,947	2,374	0	0
H06.08.29		15,000	11	18%	1,958	10,668	350,279	0	0	0
H06.09.27		15,000	29	18%	5,009	9,991	340,288	0	0	0
H06.10.27		15,000	30	18%	5,034	9,966	330,322	0	0	0
H06.11.28		15,000	32	18%	5,212	9,788	320,534	0	0	0
H06.12.27		15,000	29	18%	4,584	10,416	310,118	0	0	0
H07.01.11	30,000		15	18%	2,294	0	340,118	2,294	0	0
H07.03.08		15,000	56	18%	9,392	3,314	336,804	0	0	0
H07.03.27		15,000	19	18%	3,155	11,845	324,959	0	0	0
H07.03.31		16,000	4	18%	641	15,359	309,600	0	0	0
H07.04.27		14,866	27	18%	4,122	10,744	298,856	0	0	0
H07.05.29		15,000	32	18%	4,716	10,284	288,572	0	0	0
H07.06.27		15,000	29	18%	4,126	10,874	277,698	0	0	0
H07.07.27		15,000	30	18%	4,108	10,892	266,806	0	0	0
H07.08.28		15,000	32	18%	4,210	10,790	256,016	0	0	0
H07.09.27		15,000	30	18%	3,787	11,213	244,803	0	0	0
H07.10.27		15,000	30	18%	3,621	11,379	233,424	0	0	0
H07.11.27		15,000	31	18%	3,568	11,432	221,992	0	0	0
H07.12.27		15,000	30	18%	3,284	11,716	210,276	0	0	0
H08.01.29		15,000	33	18%	3,412	11,588	198,688	0	0	0
H08.03.08		15,323	39	18%	3,810	11,513	187,175	0	0	0

# 計 算 書

(利息制限法所定の制限金利で計算)

取引日	借入額	返済額	日数	利率	利 息	元金 返済額	残元金	未清算 利息	過払金の 利息5%	過払利息の 元本充当額
H08.03.27		15,000	19	18%	1,749	13,251	173,924	0	0	0
H08.04.30		15,000	34	18%	2,908	12,092	161,832	0	0	0
H08.06.17		15,338	48	18%	3,820	11,518	150,314	0	0	0
H08.06.27		15,000	10	18%	739	14,261	136,053	0	0	0
H08.07.29		14,770	32	18%	2,141	12,629	123,424	0	0	0
H08.08.07	110,000		9	18%	546	0	233,424	546	0	0
H08.08.28		15,000	21	18%	2,410	12,044	221,380	0	0	0
H08.09.27		15,000	30	18%	3,266	11,734	209,646	0	0	0
H08.10.28		15,000	31	18%	3,196	11,804	197,842	0	0	0
H08.12.05		16,000	38	18%	3,697	12,303	185,539	0	0	0
H08.12.27		16,000	22	18%	2,007	13,993	171,546	0	0	0
H09.01.27		15,000	31	18%	2,622	12,378	159,168	0	0	0
H09.02.07	30,000		11	18%	863	0	189,168	863	0	0
H09.02.27		13,256	20	18%	1,865	10,528	178,640	0	0	0
H09.03.27		15,000	28	18%	2,466	12,534	166,106	0	0	0
H09.04.28		15,000	32	18%	2,621	12,379	153,727	0	0	0
H09.05.29		15,000	31	18%	2,350	12,650	141,077	0	0	0
H09.06.30		15,000	32	18%	2,226	12,774	128,303	0	0	0
H09.07.28		15,000	28	18%	1,771	13,229	115,074	0	0	0
H09.08.27		15,000	30	18%	1,702	13,298	101,776	0	0	0
H09.09.26		15,000	30	18%	1,505	13,495	88,281	0	0	0
H09.10.28		15,000	32	18%	1,393	13,607	74,674	0	0	0
H09.11.26		15,000	29	18%	1,067	13,933	60,741	0	0	0
H09.12.26		15,000	30	18%	898	14,102	46,639	0	0	0
H10.01.23		15,000	28	18%	644	14,356	32,283	0	0	0
H10.02.26		15,000	34	18%	541	14,459	17,824	0	0	0
H10.03.27		30,000	29	18%	254	29,746	-11,922	0	0	0
H10.04.27		15,000	31	0%	0	15,000	-26,922	0	50	0
H10.05.26		15,000	29	0%	0	15,000	-41,922	0	106	0
H10.06.25		15,000	30	0%	0	15,000	-56,922	0	172	0
H10.08.05		15,000	41	0%	0	15,000	-71,922	0	319	0
H10.09.01		15,000	27	0%	0	15,000	-86,922	0	266	0
H10.10.02		15,000	31	0%	0	15,000	-101,922	0	369	0
H10.11.02		15,000	31	0%	0	15,000	-116,922	0	432	0
H10.12.02		15,000	30	0%	0	15,000	-131,922	0	480	0
H11.01.04		15,000	33	0%	0	15,000	-146,922	0	596	0
H11.02.02		15,000	29	0%	0	15,000	-161,922	0	583	0
H11.03.01		15,000	27	0%	0	15,000	-176,922	0	598	0
H11.04.01		15,000	31	0%	0	15,000	-191,922	0	751	0
H11.05.06		15,000	35	0%	0	15,000	-206,922	0	920	0
H11.06.03		15,000	28	0%	0	15,000	-221,922	0	793	0
H11.07.02		15,000	29	0%	0	15,000	-236,922	0	881	0
H11.08.03		15,000	32	0%	0	15,000	-251,922	0	1,038	0
H11.09.01		15,000	29	0%	0	15,000	-266,922	0	1,000	0
H11.10.04		15,000	33	0%	0	15,000	-281,922	0	1,206	0
H11.10.26		15,000	22	0%	0	15,000	-296,922	0	849	0
H11.11.29		15,000	34	0%	0	15,000	-311,922	0	1,382	0
H12.01.04		15,000	36	0%	0	15,000	-326,922	0	1,534	0
H12.02.03		15,000	30	0%	0	15,000	-341,922	0	1,339	0
H12.03.01		15,000	27	0%	0	15,000	-356,922	0	1,261	0
H12.04.03		15,000	33	0%	0	15,000	-371,922	0	1,609	0
H12.05.01		15,000	28	0%	0	15,000	-386,922	0	1,422	0
H12.05.26		15,000	25	0%	0	15,000	-401,922	0	1,321	0
H12.06.28		15,000	33	0%	0	15,000	-416,922	0	1,811	0
H12.07.27		15,000	29	0%	0	15,000	-431,922	0	1,651	0
H12.08.25		15,000	29	0%	0	15,000	-446,922	0	1,711	0
H12.09.27		15,000	33	0%	0	15,000	-461,922	0	2,014	0
H12.10.27		15,000	30	0%	0	15,000	-476,922	0	1,893	0
H12.11.27		15,000	31	0%	0	15,000	-491,922	0	2,019	0
H12.12.27		15,000	30	0%	0	15,000	-506,922	0	2,016	0
H13.01.26		15,000	30	0%	0	15,000	-521,922	0	2,083	0
H13.02.27		15,000	32	0%	0	15,000	-536,922	0	2,287	0

# 計 算 書

(利息制限法所定の制限金利で計算)

取引日	借入額	返済額	日数	利率	利 息	元金 返済額	残元金	未清算 利息	過払金の 利息5%	過払利息の 元本充当額
H13.03.26		15,000	27	0%	0	15,000	-551,922	0	1,985	0
H13.04.27		15,000	32	0%	0	15,000	-566,922	0	2,419	0
H13.05.28		15,000	31	0%	0	15,000	-581,922	0	2,407	0
H13.06.26		15,000	29	0%	0	15,000	-596,922	0	2,311	0
H13.07.26		15,000	30	0%	0	15,000	-611,922	0	2,453	0
H13.08.27		15,000	32	0%	0	15,000	-626,922	0	2,682	0
H13.09.26		15,000	30	0%	0	15,000	-641,922	0	2,576	0
H13.10.29		11,134	33	0%	0	11,134	-653,056	0	2,901	0
H14.06.25	15,151		239	0%	0	0	-653,056	0	21,380	15,151
									未充当計 64,725	

これは 正本 である。

平成24年9月11日

岐阜簡易裁判所訴訟C係

裁判所書記官 野村雅子